

千葉県告示第1089号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり学校給食費滞納者の未収金に係る公金の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年12月17日

千葉市長 神谷俊一

- 1 委託先指定公金事務取扱者の所在地及び名称
所在地 東京都千代田区神田錦町1-8-11
錦町ビルディング4階・8階
名称 弁護士法人エジソン法律事務所
代表者名 弁護士 大達 一賢
- 2 委託した徴収業務に係る公金
千葉県学校給食費
- 3 指定公金事務取扱者の指定日
令和7年12月9日
- 4 公金徴収業務の委託日
令和7年12月9日
- 5 公金徴収業務の委託期間
令和7年12月9日から令和8年3月31日まで